

一般社団法人広島県公認心理師協会 入退会及び会費規程

(目的)

第1条 この規程(以下、「本規程」という。)は、一般社団法人広島県公認心理師協会(以下、「本会」という。)定款第7条に定める本会への入会及び同第10条に定める任意退会並びに同8条に定める入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員の入会)

第2条 本会の正会員になろうとする者は、別紙様式の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 過去に本会の正会員であって、退会または資格喪失した者が再入会を希望する場合は、別紙様式の入会申込書に再入会希望であることを明記して、会長に申し込まなければならない。なお、未納の会費がある場合は、再入会申し込み時にそれを納入しなければならない。

3 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

4 正会員の資格は、入会承認後、入会金及び会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

(賛助会員の入会)

第3条 本会の賛助会員になろうとする者は、別紙様式の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 賛助会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 賛助会員の資格は、入会承認後、賛助会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

(退会)

第4条 正会員又は賛助会員が退会しようとするときは、氏名、住所、退会の期日ならびに正会員の場合は公認心理師登録番号を記載の上、その旨を書面により会長に届け出なければならない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(正会員の入会金)

第5条 正会員の入会金は、あらかじめ総会の決議で定めた額に従い 5,000 円とし、当該

年度の会費とともに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入会金は期間を定めて減免することができる。ただし、減免する期間及び金額は総会で定める。

3 第一項の規定にかかわらず、本県以外からの転入者であって転出元都道府県の公認心理師職能団体の会員もしくは会員であった者から、当該団体の在籍証明書または退会証明書を添えて本会への入会申し込みが行われた場合は、その者の入会金を免除することができる。

(正会員の会費)

第6条 正会員の会費は、あらかじめ総会の決議で定めた額に従い年額 5,000 円とする。

2 継続正会員は、毎年3月31日までに当該年度の会費を納入しなければならない。

3 正当な理由なく2年以上会費を滞納した正会員は、定款第12条により、会員資格を喪失する。

(賛助会費)

第7条 賛助会員の賛助会費は、あらかじめ総会の決議で定めた額に従い以下の通りとする。

(1)個人 一口 年額 3,000 円

(2)法人・団体 一口 年額 10,000 円

2 継続賛助会員は、毎年3月31日までに当該年度の会費を納入しなければならない。

3 正当な理由なく2年以上会費を滞納した賛助会員は、定款第12条により、会員資格を喪失する。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、本会定款第54条の規定に基づき、理事会の決議を経た後、会長がこれを行う。

附則 この規程は、令和元年10月16日から施行する。